

- 年末の**税制改正プロセス**に向けて、各府省庁の**税制改正要望の内容を精査していく**。特に**中小企業関係租特**（賃上げ促進税制、軽減税率等）については、行動変容を促すという政策効果が実際に生じているかを検証しつつ、財源確保の必要性等を踏まえて検討する。
- その際、**政府税制調査会（税制のEBPMに関する専門家会合）**においても、客観的データに基づき、EBPMの観点から、有効性等について検証・議論していく。

今後の進め方

- 9月1日：第7回 税制のEBPMに関する専門家会合
⇒ 中小企業関係租特（賃上げ促進税制、軽減税率、設備投資減税）
- 10月9日：第8回 税制のEBPMに関する専門家会合
⇒ 事業承継税制
- 11月上旬：第9回 税制のEBPMに関する専門家会合
⇒ 中小企業関係租特等を議題として扱う予定



税制改正プロセスを通じた更なる「見直し」

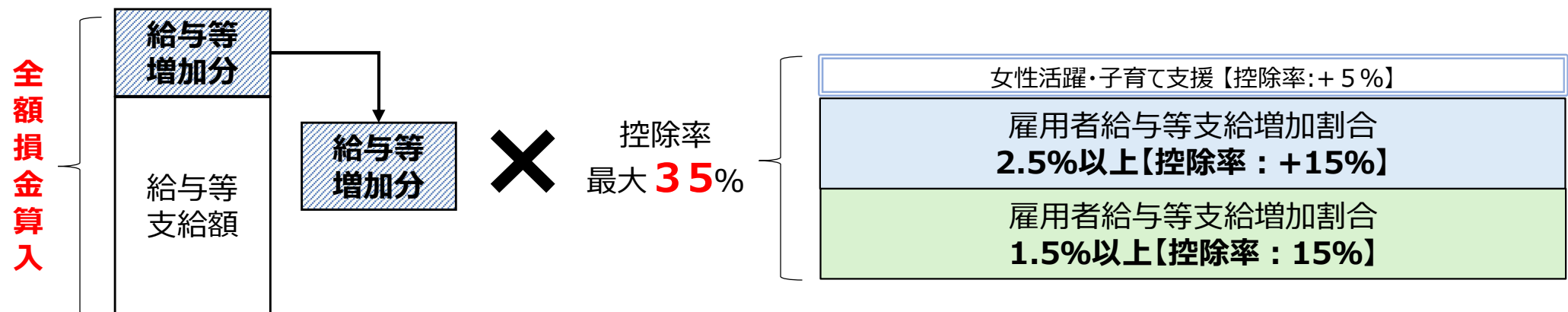
令和8年9月1日 第7回 税制のEBPMに関する専門家会合の概要（賃上げ促進税制）

- **賃上げ促進税制の政策効果**を議論。財務省からは、源泉徴収データを用いた**全数データ（約94万件）**に基づく分析を紹介し、税制の閾値（1.5%、2.5%）近辺で**法人数のバンチングが生じていない**ことから、**賃上げに繋がっていない**と主張。
- これに対して、中小企業庁は、**アンケート（約1,200件）**に基づく分析を紹介し、閾値近辺で**法人数の大きな増加**がみられると主張。

委員からの主な意見（抜粋）

- ✓ **財務省の全数データに基づく分析**は画期的で、中小企業庁のアンケートと比べてサンプルサイズが桁違いであることから、**信頼に足る**。
- ✓ 全数データでもバンチングがみられず、**賃上げ促進税制は意味がある政策効果を及ぼさなかったと言ってよい**。
- ✓ 大企業向けは、バンチングがみられず政策効果が無かったため、廃止を決めた。中小企業向けについても、廃止が適当である。

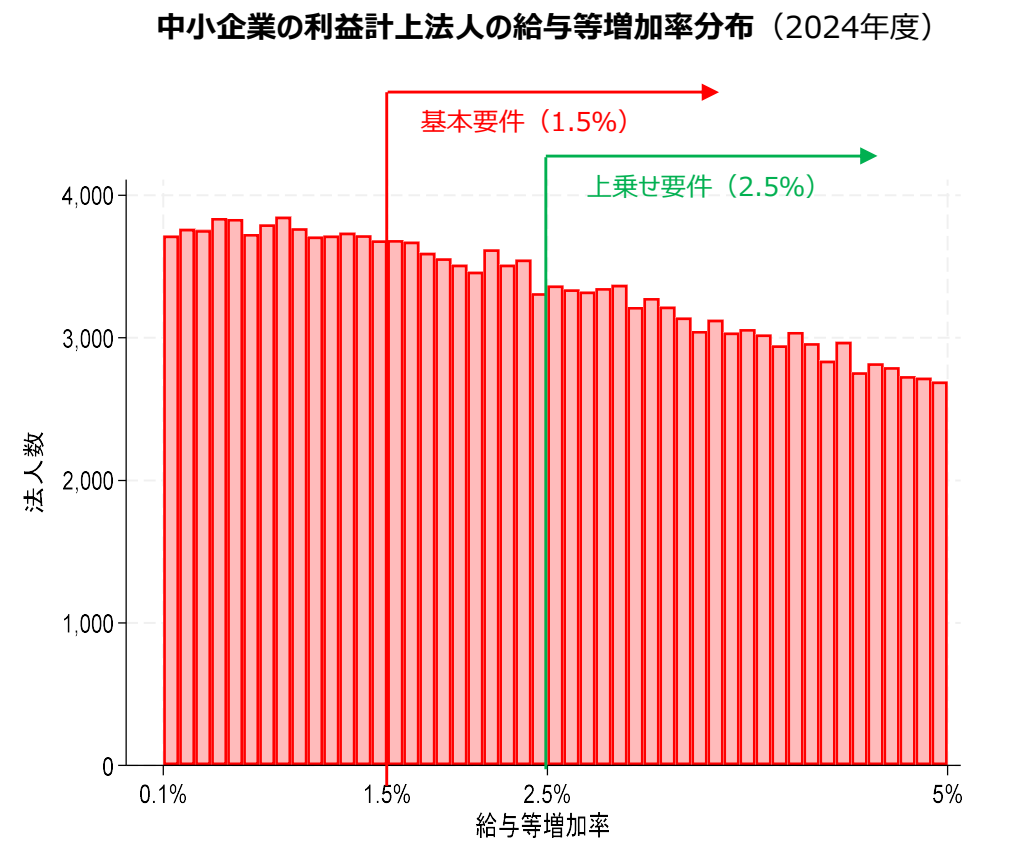
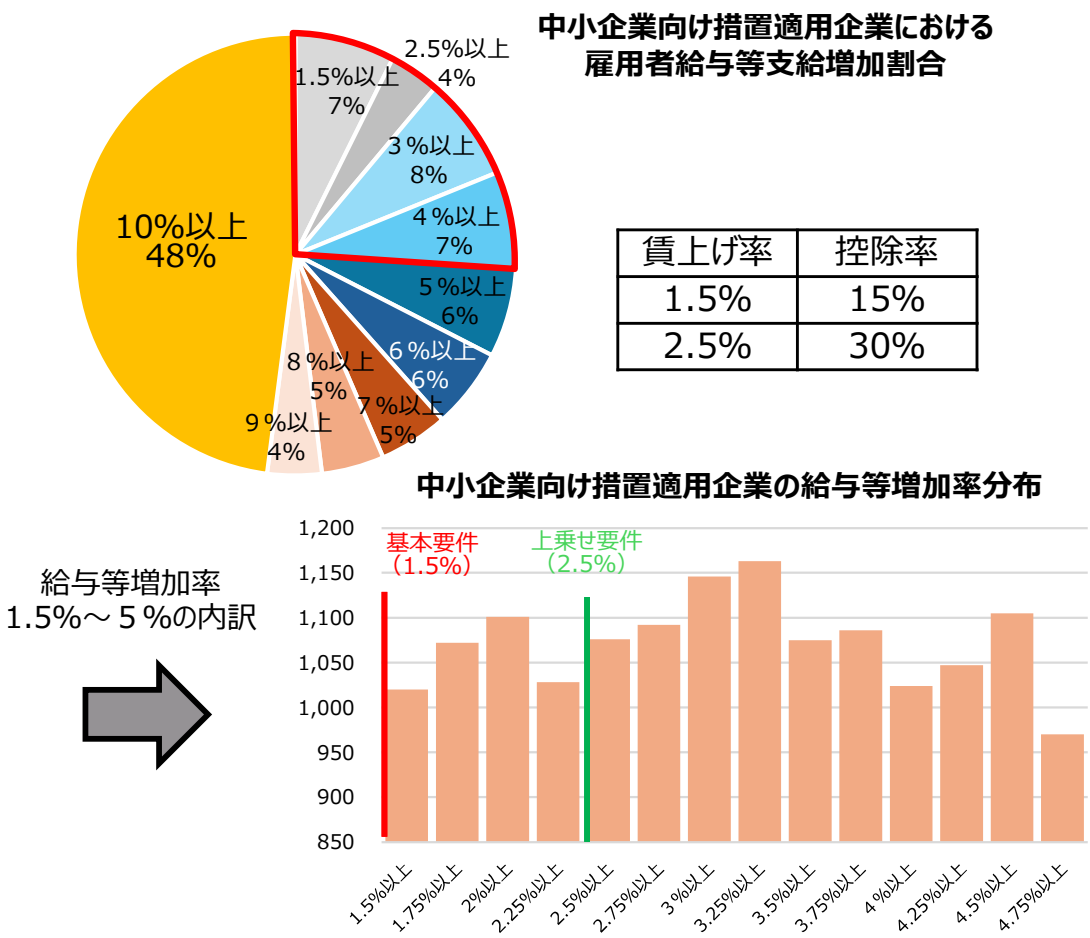
（参考）中小企業向け賃上げ促進税制の概要



中小企業向け賃上げ税制の効果について

- 中小企業向け賃上げ税制の適用法人の適用状況をみると、**基本要件（1.5%）や上乗せ要件（2.5%）を大きく上回る給与等支給増加割合の企業が大多数**となっており、**上乗せ要件（2.5%）前後で明確なバンチングはみられない**（左図）。
- また、非適用法人を含め、中小企業の利益計上法人全体（データが分析可能な約94万社）の給与等増加率をみても、**税制の閾値（1.5%・2.5%）近辺で明確なバンチングはみられない**（右図）。

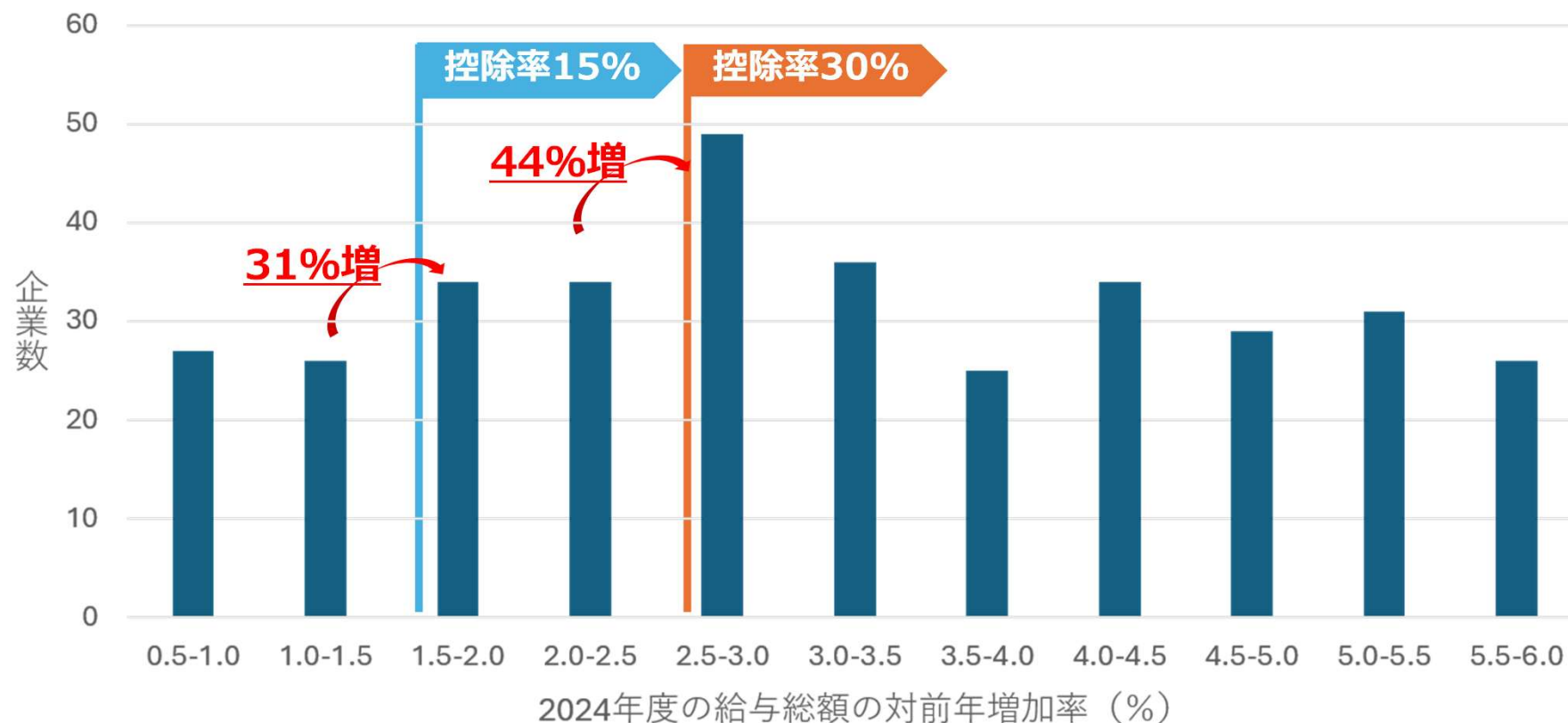
※ なお、前身の制度も含めると、制度創設から10年以上経過しているが、賃上げ促進税制を知らないと回答した中小企業は約 6 割という認知状況である（「令和 6 年度 企業の雇用状況等に関する調査研究報告書」（令和 7 年 1 月 東京商工リサーチ））



（左図注 1）令和 6 年 4 月 1 日以降開始する事業年度のe-Tax申告実績より作成。
 （左図注 2）当期税額控除額がある申告実績のみを集計（中小企業向け57,644件）。
 （左図注 3）中小企業の賃上げ率は、雇用者給与等支給増加割合。
 （左図注 4）分布の範囲：1.5%～5%、幅：0.25%
 （右図注 1）税制上の中小単体法人（利益計上法人）のうち、源泉徴収データと紐づいており、かつ、給与等増加率が計算可能な法人を対象として分析している（944,843社）。
 （右図注 2）給与等増加率は、源泉徴収データを用いて、「俸給・給料等」「賞与（役員賞与を除く）」「日雇労働者の賃金」の合計額の対前年度増加率を計算。対前年度が欠損値の場合は、当年の給与等増加率も欠損扱い。
 （右図注 3）徴収高計算書の「俸給・給料等」の支給人員数が1人または欠損している企業を除く。また、税制上の「非中小法人」に該当する法人は除く。
 （右図注 4）分布の範囲：0.1%～5%、幅：0.1%
 （出所）法人税の申告データ及び源泉徴収データ（徴収高計算書）を基に、財務省で作成。

賃上げ率別の中小企業数

- 中小企業庁のアンケート調査に回答した企業を**2024年度の賃上げ率別**に分類したところ、賃上げ促進税制の適用要件である**賃上げ率1.5%及び2.5%の水準**を境として、**企業数の大きな増加**がみられる。



注1 2024年度の間に開始した事業年度において、「課税所得があり法人税を納税した」と回答した企業（1242社）を集計。賃上げ率0.5%未満の企業数は487社、賃上げ率6%以上の企業数は404社。

注2 賃上げ率は、2023年度の間に開始した事業年度の給与総額から、2024年度の間に開始した事業年度の給与総額を比較し、その増減率として算出した。

出典：中小企業庁によるアンケート調査

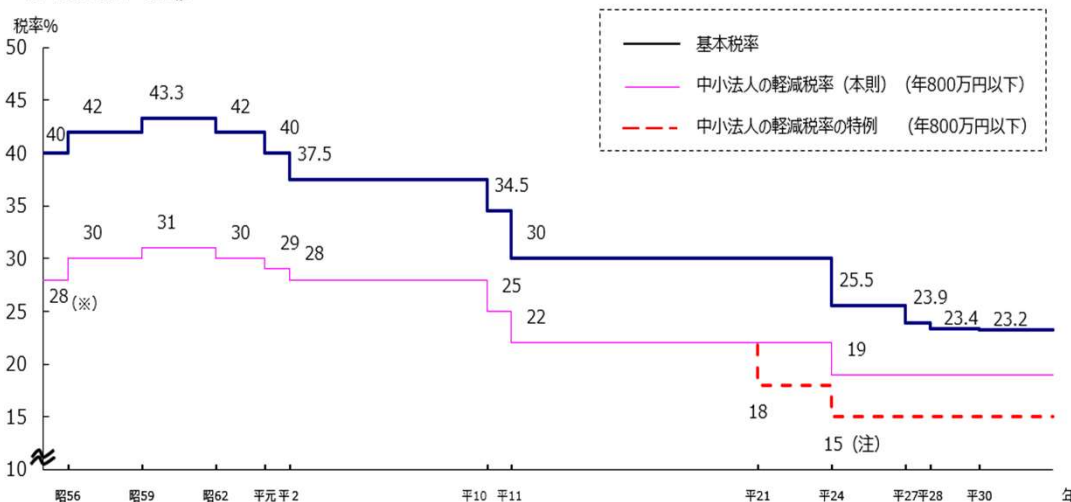
令和8年9月1日 第7回 税制のEBPMに関する専門家会合の概要（軽減税率）

- **軽減税率の特例の政策効果**を議論。財務省からは、**リーマン・ショックの経済対策として導入された経緯を紹介しつつ、足元の景気状況を踏まえると本措置の意義を疑問視**。また、**所得が高い企業にも一律▲32万円の減税効果**が及び、**特定の行動変容を促す仕組みにもなっていない**と指摘。
- これに対して、中小企業庁は、アンケート調査結果に基づき、本措置によって**増加したキャッシュフローは、人件費などの雇用関係や、設備投資に活用**されており、貴重な原資になっていると主張。

委員からの主な意見（抜粋）

- ✓ リーマン・ショック時の危機対応として導入された措置が**長期間続いていることは異常**。
- ✓ リーマン・ショックの特例が**ズルズル続いているが、中小企業の資金繰りは既に正常化**しており、**廃止が適当**。中小法人の6割を占める**欠損法人には効果が及ばない**ことにも留意。
- ✓ 軽減税率のような**幅広い減税措置には副作用**があり、企業の**新陳代謝が抑えられる**。

○ 法人税率の推移



(注) 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、所得金額が年10億円を超える事業年度については、所得金額のうち800万円以下の金額に適用される税率は17%。

(※) 昭和56年3月31日の間に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

R6分所得分布別 軽減税率の特例適用件数（計1,110,966件）



(注) 法人住民税・地方法人税分を合わせると最大約38万円の減税メリットとなる。

(出所) 租税特別措置の適用実態調査（令和6年度）（財務省）より、「会社基本調査（令和6年度）」（国税庁）